

成田国際空港株式会社月極駐車場管理要領

平成 19 年 4 月 2 日	空施施第 1024 号
平成 21 年 2 月 24 日	空施施第 1092 号(ア)
平成 23 年 5 月 11 日	事施施第 1009 号(イ)
平成 25 年 6 月 24 日	事施施第 1029 号(ウ)
平成 27 年 4 月 3 日	事エ施第 1003 号(エ)
平成 27 年 6 月 15 日	事エ施第 1028 号(オ)
平成 30 年 5 月 11 日	営旅施第 1008 号(カ)
2023 年 3 月 24 日	成営旅施第 1168 号(キ)

(目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する月極駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称等)

第 2 条 駐車場の名称は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 会社は、駐車場内を常時監視する義務を負わない。

(車両区分)

第 3 条 駐車場を利用できる車両は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、24 時間とする。

(供用休止等)

第 5 条 会社は、成田国際空港の建設又は管理、駐車場の補修、改修等その他必要があるときは、当該駐車場の一部又は全部の供用を休止し、又は廃止することができる。(エ)

(使用できる者)

第 5 条の 2 駐車場を使用できる者は、次に掲げる者とする。(キ)

- (1) 構内営業規程（2004年 4 月 1 日規程第28号）による構内営業の承認を受けた者（以下「構内営業者」という。）(キ)
- (2) 航空運送事業者及び報道事業者(キ)
- (3) 成田国際空港の設置又は管理に直接関連を有する業務を行う国及び地方公共団体(キ)
- (4) 空港を利用する者の利便を確保するため必要な業務を行う者(キ)
- (5) その他会社が特に認めた者(キ)

(申込み及び承諾)

第6条 駐車場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、月極駐車場使用申込書(第1号様式)2通を使用開始希望日の20日前までに会社に提出しなければならない。ただし、会社が認めたときは、この限りではない。(エ)

- 2 会社は、前項の申込みを承諾したときは、承諾書(第1号様式)1通を申込者に交付するものとする。この場合において、会社は、駐車場所を指定するものとする。(キ)
- 3 会社は、前項の承諾書を交付する際に、あわせて月極駐車券を交付するものとする。
- 4 会社は、管理上必要があるときは、駐車できる車両を指定することができる。
- 5 駐車場の使用に係る契約(以下「契約」という。)は、会社が第2項の承諾書を申込者に交付したときに成立するものとする。

(契約期間)

第7条 駐車場の契約期間は、6箇月とする。契約期間内に会社又は使用者のいずれかからも解約の意思が示されない場合は、契約期間を満了日の翌日から6箇月延長させるものとし、それ以降においても同様とする。ただし、会社が認めたときは、この限りでない。(エ)
(キ)

(使用の廃止)

第8条 使用者は、駐車場の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする60日前までに月極駐車場使用廃止届(第2号様式)を会社に提出しなければならない。ただし、会社が認めたときは、この限りでない。(ア)

- 2 前項において、当該使用者に係る契約は、使用の廃止の日をもって終了するものとする。
(ア)

(契約終了後の債権債務)

第9条 契約期間中の駐車場の使用に係る料金(以下「料金」という。)その他の債権債務は、契約の終了によっては消滅しないものとする。

(料金)

第10条 料金は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、会社の請求に基づき、毎月の料金を指定された日までに、指定された方法により支払わなければならない。(キ)
- 3 使用の開始又は廃止があったため、使用期間が1箇月に満たない月分の料金は、使用日数に応じ日割計算(1箇月を30日とする。以下同じ。)により算出するものとする。

(延滞金)

第11条 会社は、使用者が料金(消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額とする。)の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 延滞金に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(駐車場内の通行)

第12条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越をしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 標識、標示又は会社の指示に従うこと。
- (5) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止行為)

第13条 使用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会社の承認を受けないで、契約に基づき指定された駐車場所（以下「指定駐車場所」という。）の現状を変更すること。
- (2) 指定駐車場所を駐車目的以外の目的に使用すること。ただし、会社が認めたときはこの限りでない。(キ)
- (3) 指定駐車場所を転貸し、又は指定駐車場所に係る権利を第三者に譲渡すること。
- (4) 月極駐車券を改ざんすること。
- (5) 指定駐車場所において出入車時以外にエンジンをみだりに作動させること。
- (6) 指定駐車場所以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (7) 車両の燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き取ること。
- (8) 他の使用者の指定駐車場所、事務室、料金所、機械室、倉庫等にみだりに立ち入ること。
- (9) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (10) 所定の容器以外に物を捨てること。
- (11) 指定駐車場所に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (12) 物品の販売、陳列、文書の配布、掲示等を行うこと。(ア)
- (13) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (14) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の使用者の妨げになる行為をすること。

(退去等)

第14条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、駐車場から退去等の措置を講ずることができる。

(駐車拒否)

第15条 会社は、次の各号の一に該当するときは、駐車を拒否するものとする。

- (1) 爆発物その他危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガスを出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(遵守事項)

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場で他の車両又は諸施設等に損傷、汚損を与えたときは、速やかに会社に申し出ること。
- (2) 駐車場で、交通事故、火災又は犯罪行為を発見したときは、速やかに会社に申し出ること。(ア)
- (3) 月極駐車券をき損し、又は破損しないように努めること。
- (4) 月極駐車券を紛失したとき、又は盗難にあった場合は、直ちに会社へ届け出ること。
- (5) 使用者は、常に善良な注意をもって駐車場を利用し、かつ、会社の定めた規定等を遵守すること。(ア)
- (6) 使用者は、氏名若しくは名称、住所又は法人にあっては代表者の氏名に変更を生じたときは、遅滞なく会社に届け出ること。(ア)
- (7) その他会社の指示にしたがうこと。

(月極駐車券の再発行)

第17条 会社は、使用者から月極駐車券の紛失等により、月極駐車券の再発行の申出があったときは、月極駐車券再発行申請書を提出させるものとし、当該申請が適正であると認められたときは、月極駐車券を再発行するものとする。

- 2 再発行の手数料は別紙第4に掲げるとおりとし、月極駐車券再発行の際に収受するものとする。

(免責)

第18条 会社は、天災その他不可抗力による災害又は会社の責めに帰することのできない事由により使用者が受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。(ア)

- 2 会社は、使用者が第16条第1項第1号及び第2号に規定する申し出を怠ったことにより使用者が受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。(ア)
- 3 会社は、会社が行う修繕・改造等のため、駐車場の一部に使用の停止又は使用上の制限が生じたことにより、使用者が受けた損害に対しては、その責めを負わないものとする。(ア)

(契約の目的物の滅失等)

第19条 天災その他不可抗力による災害により駐車場の全部又は一部が滅失し、若しくは破損して当該駐車場の使用が不可能となった場合には、本契約は当然に終了するものとし、事後の処置について会社、使用者が協議して定めるものとする。(ア)

(契約の解除等)

第20条 会社は、第5条により駐車場を休止し、又は廃止したときは、指定駐車場所を変更し、若しくはその使用を停止し、又は契約を解除することができる。

- 2 会社は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、使用者に対して何らの催告を要せず本契約を解除することができる。(ア)
 - (1) 第13条の規定に違反したとき。(ア)
 - (2) 料金を3箇月分以上支払わないとき。(ア)

- (3) 銀行取引停止処分を受け、若しくは破産、会社更生又は民事再生の申立があったとき。(ア)
- (4) 使用者が行っている事業について、免許等の取消しの処分を受けたとき。(ア)
- (5) 構内営業者にあつては、構内営業の承認を取り消されたとき。(ア)
- (6) 料金納入の遅滞が発生してから、連絡が3箇月以上取れなくなったとき。(ア)
- (7) 代表者及び役員が禁固以上の刑に処せられたとき。(ア)
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この要領及びこの要領に基づく契約に違反したとき。(ア)

(暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証)

第21条 使用者は承諾書交付時及び契約期間中において、使用者（使用者の役員、若しくは使用者の親会社を含む。本条において以下同じ。）が次の各号の一に該当しないことを表明しこれを保証する。(ア)

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、または暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、または関与していたこと。(ア)
- (2) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、または利用するなどしていたこと。(ア)
- (3) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、または協力・関与していたこと。(ア)
- (4) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、または有していたこと。(ア)

(暴力団等反社会的勢力との関与等に係わる会社の解除権)

第22条 会社は、使用者（使用者の役員、若しくは使用者の親会社を含む。本条において以下同じ。）が前条における表明・保証に反すると合理的に判断した場合、又は、駐車場内において、次に掲げる行為を行った場合は、使用者に対して何らの催告を要せず本契約を解除することができる。(ア)

- (1) 駐車場内等に暴力団等反社会的勢力であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等の物件を掲示したとき。(ア)
- (2) 駐車場内等に反復継続して暴力団等反社会的勢力を出入りさせたとき。(ア)
- (3) 駐車場内及びその周辺において、利用者が暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、覚醒剤、けん銃不法所持、その他の犯罪を行ったとき。(ア)
- (4) 駐車場内及びその周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に、粗野な態度・言動により他の利用者、管理者、出入りする者等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。(ア)

2 会社は、前項により本契約を解除した場合は、利用者に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任はないものとする。(ア)

(料金の払戻し)

第 23 条 会社は、指定駐車場所の使用を 24 時間以上継続して停止したときは、当該指定駐車場所の使用者の請求に基づき、納入された料金につき 24 時間を単位として日割計算により払い戻すものとする。ただし、使用の停止が明らかに会社の責めに帰することのできない理由による場合は、この限りではない。

2 会社は、第 20 条第 1 項により契約を解除したときは、納入された料金につき、未使用日数に応じて日割計算により料金を払い戻すものとする。(ア)

3 会社は、第 20 条第 2 項及び前条第 1 項により契約を解除したときは、当該契約を解除した日の属する月に係る料金の払い戻しは行わないものとする。(ア)

(契約終了時の駐車券返納義務)

第 24 条 使用者は契約終了後、直ちに月極駐車券を会社に返納しなければならない。(キ)

(契約終了時の出車義務)

第 25 条 使用者は、契約終了後、直ちにその車両を出車しなければならない。

2 使用者は、契約終了後も引き続き駐車しているときは、契約終了日の翌日から出車に至るまでの日数に応じて割増料金(1 箇月料金を日割計算により算出した額の 1.5 倍に相当する額)を支払わなければならない。(ア)

(不正使用に対する割増料金)

第 26 条 使用者は、不正な方法により料金を免れたときは、1 箇月料金に加え、当該使用者に係る契約期間初日(第 7 条により契約期間が延長された場合には、当該延長された期間の初日とする。)から不正が明らかになった日までの日数に応じて割増料金(1 箇月料金を日割計算により算出した額の 2 倍に相当する額)を支払わなければならない。(ア)(キ)

(消費税等)

第 27 条 会社は、第 10 条及び第 23 条の料金、第 17 条第 2 項の手数料並びに第 25 条第 2 項及び前条の割増料金については、それぞれの料金等に消費税及び地方消費税の額を加算するものとする。(ア)

(原状回復義務)

第 28 条 使用者は、会社の承認を受けて現状を変更した指定駐車場について、使用を廃止し、又は契約を解除されたときは、当該指定駐車場を原状に回復しなければならない。

(保管責任)

第 29 条 会社は、駐車場に駐車する車両(積載物及び取付物を含む。)の保管責任を負わないものとする。

(車両の移動措置)

第 30 条 会社は、この要領に違反する車両がある場合には、その車両を使用者の負担により承諾なく移動することができる。

2 会社は、管理上必要がある場合には、他の場所に車両を移動することができる。

(損害賠償)

第31条 会社は、その責めに帰すべき理由のある場合を除き、駐車場の利用に係る車両の滅失又はき損等による損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 会社は、第三者による車両の滅失又は損傷等の損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

3 使用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決するものとする。

4 使用者は、駐車場内の諸施設等に損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものとする。

5 会社は、前条に規定される車両の移動処置によって生じた車両又は利用者の損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責めを負わないものとする。

(7)

(端数処理)

第32条 第10条及び第23条の料金、第11条の延滞金、第25条及び第26条の割増料金並びに第27条の消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。(7)

(実施に関し必要な事項)

第34条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年4月2日 空施施第1024号)

この要領は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月24日 空施施第1092号) (7)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月11日 事施施第1009号) (イ)

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月24日 事施施第1029号) (ウ)

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月3日 事エ施第1003号) (エ)

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則 (平成27年6月15日 事エ施第1028号) (オ)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (2023年3月24日 成営旅施第1168号) (キ)

この要領は、2023年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係) (エ) (キ)

名 称	第1-B駐車場、第2駐車場ビル南棟B・北棟B、A-3駐車場 第2バスプール、貨物駐車場ビルB、 第2PTB南脇駐車場・北脇駐車場、スカイセンター前駐車場、 第3PTB脇駐車場、南部貨物地区駐車場(法人)、第3PTB南駐車場
-----	--

別表第2 (第3条関係) (エ) (キ)

駐車場の種類	車両の種類	専用面積 (㎡)	制限基準(単位:メートル)		
			幅	高さ	長さ
第1-B駐車場	普通自動車	12.5	以内 2.5	以内 2.1	以内 5.0
A-3駐車場		12.5	2.5	2.1	5.0
スカイセンター前駐車場		12	2.25	—	5.0
第3PTB脇駐車場		12.5	2.5	—	5.0
南部貨物地区駐車場 (法人)		12	1.9	—	5.0
第2PTB南脇駐車場 第2PTB北脇駐車場		12	2.25	—	5.0
貨物駐車場ビルB		12	1.9	2.3	5.0
第2駐車場ビル 南棟B・北棟B		12.54	2.2	2.3	5.7
第3PTB南駐車場		12.5	2.5	—	5.0
第2バスプール		大型自動車	42.25	2.5	—

別表第3（第10条関係）（キ）

1 月極駐車に係る料金は、次の表に掲げるとおりとする。

駐車場の種類	料金	
	通常	一部
第1-B駐車場	24,000円/月額	36,000円/月額
A-3駐車場	24,000円/月額	
スカイセンター前駐車場		
第3PTB脇駐車場		
南部貨物地区駐車場（法人）		
第2PTB南脇駐車場 第2PTB北脇駐車場	35,000円/月額	
貨物駐車場ビルB	39,700円/月額	
第2駐車場ビル 南棟B・北棟B	46,600円/月額	
第3PTB南駐車場		
第2バスプール	大型車のみ 60,000円/月額	

（消費税及び地方消費税を含まない。）

別表第4（第17条関係）（ア）（エ）（キ）

駐車場の種類	再発行手数料
第2PTB南脇・北脇駐車場、スカイセンター前駐車場 第2バスプール、第3PTB脇駐車場、第3PTB南駐車場	1,000円
第1-B駐車場、第2駐車場ビル南棟B・北棟B、 A-3駐車場、貨物駐車場ビルB、南部貨物地区駐車場	2,000円

（消費税及び地方消費税を含まない。）

※受付年月日	※整理番号
--------	-------

年 月 日

月極駐車場使用申込書

(甲) 成田国際空港株式会社

旅客ターミナル部長 あて

(乙) 所在地

会社名

印

担当者

電話番号

暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことを表明・保証し、成田国際空港株式会社月極駐車場管理要領を承諾のうえ、下記のとおり月極駐車場の使用を申込みます。

記

駐 車 場 名	駐 車 場
大 型 車	台
普 通 車	台
使用開始希望日	年 月 日

- (注) 1 太枠内のみご記入下さい。
 2 駐車場及び台数は変更することがあります。
 3 2通提出して下さい。

承 諾 書

成営旅施第 号

年 月 日

(乙)

殿

(甲) 成田国際空港株式会社

旅客ターミナル部長

上記の月極駐車場使用申込みについて、下記のとおり承諾します。

記

駐 車 場 名	駐 車 場
大 型 車	台 (No.)
普 通 車	台 (No.)
契 約 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
料 金	円/月 (税別)

- 1 駐車場の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の60日前までに月極駐車場使用廃止届（第2号様式）を会社に提出して下さい。
 2 甲又は乙のいずれかからも解約の意思が示されない場合、契約期間は満了日の翌日から6箇月延長されるものとし、それ以後においても同様とします。

※受付年月日

※整理番号

月極駐車場使用廃止届

年 月 日

成田国際空港株式会社
 旅客ターミナル部長 あて

所在地
 会社名
 担当者
 電話番号

印

下記のとおり、月極駐車場の使用を廃止したいので、お届けします。

記

駐 車 場 名	駐 車 場
使用廃止台数	大型車 台 (No.)
	普通車 台 (No.)
廃 止 日 (前日まで使用可能)	年 月 日
廃 止 理 由	

(注) 1. ※の欄は記入しないで下さい。

2. この届は、使用を廃止しようとする日の60日前までに提出して下さい。